

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月27日（金曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 2分 開議  
午前10時45分 散会

付託事件

## (1) 所管事務調査

### 1 本日の会議に付した事件

#### (1) 請願陳情審査

- ① 令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願
- ② 令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

#### (2) 報告事項

（第4回定例会提出予定案件）

- ① 水戸市職員の自己啓発等休業に関することについて (人事課)
- ② 指定管理者の指定に関することについて（水戸芸術館） (文化交流課)
- ③ 指定管理者の指定に関することについて（水戸市国際交流センター） (文化交流課)
- ④ 不動産の取得に関することについて (新市民会館整備課)
- ⑤ 指定管理者の指定に関することについて（総合運動公園等） (体育施設整備課)

### 2 出席委員（6名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	福 島 辰 三 君

### 3 欠席委員（1名）

委員 須 田 浩 和 君

### 4 委員外議員出席者（1名）

議員 鈴 木 宣 子 君

### 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君

情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収税課長	佐々木 信也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副部長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 整備課長	篠 原 芳 之 君
男女平等 参画課長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課長	亀 井 俊 道 君	新ごみ処理 施設整備課長	宮 田 正 一 君
清掃事務所長	清 水 健 司 君		
会計管理者兼 会計課長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事務局長	外 岡 淳 一 君		
監査委員 事務局長	綿 引 信 明 君	監査委員 事務局次長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次長兼 総務課長	関 谷 勇 君
議事課長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 大 嶋 実 君 書 記 武 田 侑 未 子 君  
兼 課 長 補 佐

午前10時 2分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、須田委員が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○小泉委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

高倉委員。

○高倉委員 請願第3号についてでございますけれども、私もこれまで、様々な角度で調べて、また自分なりに考えをまとめてきたわけでありましてけれども、まず、この請願にございますジェンダー・ギャップ指数、日本が153か国のうち121位だと、男女間の格差が非常にあるということを言っておりますけれども、このジェンダー・ギャップ指数ですけれども、当然、指標も幾つかあって、4つあるんです、経済分野、政治分野、教育分野、健康分野と。この4つのスコアで表しているということなんですけれども、教育とか健康については高い評価なんですけれども、特に経済とか政治の分野が非常に遅れているということで、ある程度遅れが見られるということでございます。もちろん、日本もこれまでこの男女格差をなくすための取組というのは進めてこられましたけれども、それ以上にほかの国で取組が進んでいるということであると思います。ですので、日本として決してその取組がないという状況ではないというふうに私は思いました。

それで、このジェンダー・ギャップをなくしていくという取組は非常に大事です。また、この趣旨に係った社会をつくっていく、日本も条約を批准しているのでこれを本当に目指していくべきですけれども、ただ、やはりある程度の時間とかそういうものが必要な場合もあると思います。

それについてですね、かつて、選択的夫婦別姓等の早期実現を求める要望決議というものが、これは平成8年ですか、水戸市議会から全会一致で出されています。当時、福島委員もいらっしゃって、こういったものを出していたということで、当時こういったものを出すというのは非常に先端的な考え方だったと思います。ほかの自治体の中ではまだそういった取組はなかったですね。ただ、水戸市においては、議会の中でも率先して取り組んできた、そういう歴史がございます。ただ、当時はこの選択的夫婦別姓制度については、国においても、また地方自治体においてもですね、あまり受け入れられなかったということがあります。ただ、この24年間の中で社会の環境というものも大きく変わってきて、今、県内のほかの自治体でもこういった意見書が出されているというような環境にもなってきております。ですので、やはりこういったものについてもこれだけの時間がかかるということは、日本の今の様々な男女格差をなくす取組というのもの、しっかり時間をかけて国民的理解と合意の下で一步一步確実に進めていく、それが大事だと思うんです。

ですので、今回のこの請願の中に選択議定書をということでもありますけれども、これは女性差別撤廃委員

会のほうに個人などが通報して、それに対して勧告等がされるという制度ですけれども、やはりそういったことの前に、まだ国内でしっかり男女差別をなくす取組を進めていく努力が必要なんじゃないかなと、私は思います。ですので、一足飛びにそういった委員会の裁定を仰ぐのではなくて、やはり国の中で法律改正などを含めて、一步一步着実に進めていく、時間をかけても進めていく、まずこういった努力が必要だと私は思います。ですので、議定書の速やかなという部分についてはちょっと私は賛同しかねる部分があります。

個々の取組を進めていけば、その延長線上にこの議定書に批准をしていくということも出てくるのかなと私は思います。ただですね、今回のこの請願の審議については何回も、半年間にもわたっています。私もこの条約の趣旨を実現する、全く男女差別のない社会を実現するという目的については共有の思いがありますので、この請願については、賛否を問うというよりも趣旨を採択してはどうかというふうに私は思いますけれども、委員長のほうからお取り計らいいただければと思います。

○小泉委員長 そのほかにございませんか。

田中委員どうぞ。

○田中委員 意見を申し上げます。

前日も、私は賛同の意見を申し上げたんですけれども、この女性差別撤廃条約そのものは1985年に日本が批准をして、もう35年ほどたっているという状況で、その選択議定書については国連が決めたのがもう21年前ということで、現在113か国、6割の国が批准をしているわけですし、その点で、先進国と言われる日本が批准していない現状というのは、遅れていると言わざるを得ないと私は思っています。ですので、この請願の趣旨は妥当だというふうに思っております。

日本のジェンダー・ギャップ指数のお話があったんですけれども、現在、先進国の中ではもう最低クラス、121位ということなんですけど、例として私もいろいろ調べてみたんですけれども、男女の賃金格差が水戸市でどうなっているかということで、平成31年2月に茨城大学の後藤教授と協働して、水戸市が水戸市民2,000人を超えるアンケートを取っております。その結果、女性の4割が年収ゼロから99万円、男性の3割強は年収500万円以上という歴然とした差の結果が、水戸市の報告書にも載っております。また、事業所の調査報告書も令和元年5月に、これも茨城大学の清山先生の監修の下で報告書が出ていますけれども、300を超える事業所の調査結果で、正社員の3分の2が男性、非正規社員の3分の2が女性ということで、管理職割合も男性が課長級以上が3分の2、女性は係長級が3分の2というようなことだとか、いろいろ数字がいっぱいあるんですけども、産休、育休が取りにくい事業所は8割以上あって、妊娠、出産を機に離職する割合は女性が97%というようなことですね、水戸市の現実から見ても、女性の地位向上ということになるべく条件を改善していくというのが、やっぱり私たち市議会にも求められることだろうなというふうに思っております。

この批准をした場合にですね、いろんな問題、さっき出ました選択的夫婦別姓だとか、男女賃金格差の現実を国連の委員会に通報して、それが調査されて日本に勧告がされると、そういう世界標準で日本のいろんな遅れを改善するという意味では、選択議定書に批准するというのは非常に大きな有効な方法だと私は思っているんで、この請願については賛成をしたいというふうに思います。

○小泉委員長 ほかに。

滑川委員。

○滑川委員 私は紹介議員の立場として発言させていただきます。

まず、批准すると日本はどう変わるのかというところで、批准すれば裁判に適用される、また、差別をなくすための法整備が進む、そして差別された個人を救済するための方策を取るようになる、また、世論を喚起できたり国際基準になると。そういった変化、メリットがございます。

こういったことを踏まえて、先ほど高倉委員や田中委員からも話ございましたが、水戸市に女性差別はあるのかなのかというところで、今回改定されました水戸市男女平等参画推進基本計画にも書かれておりましたが、皆さんのおっしゃるとおり、世界経済フォーラムが定めましたジェンダー・ギャップ指数も日本は121位と低い状況にあります。また、水戸市民の調査において、社会全体における男女の優遇度に関する意識調査では、市民の60%以上が男性優遇だと回答をしておりました。また、重複してしまいますが、正社員の割合ですとか、また所得、年収の割合ですとか、男性のほうが明らかに高く出ております。こういったことが裏づけ、エビデンスとなりまして、女性が不利な立場にあるのではないかと感じております。また、こういった計画に書かれている以外にも、実際の生活で性差別などの被害を受けるのは、男女を見ますと、やはり女性のほうが様々なハラスメントを、特に性被害を受けやすいのかなと感じております。

助けてほしいとか困っているとか、そういったことをきちんと救済できる、そのためにも中核市となりましたこの水戸市議会の姿勢を見せる必要があるのかなというふうに私も感じております。他の自治体でも、県内でも採択された例がございます。水戸はどうするのかと、今問われているのかなというふうに一女性議員としても感じております。差別というのは、もちろん意図的に差別をするケースもありますが、意図的にすることよりも、悪気がなく差別をしてしまっているという、そういった現状にあるかと私も実感しております。こういった気づかずに差別が生まれてしまっている状況、ここできちんと救済すること、それを私は強く求め、紹介議員とらせていただきました。賛成の立場でございます。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なしです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、採決多数の御意見が出ましたので、これからお諮りをしていきたいと思っております。

まず、趣旨採択に関してのお諮りをさせていただきます。それでは、令和2年請願第3号……

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 どうぞ、田中委員。

○田中委員 趣旨採択の趣旨に合意できれば、僕も賛成をしたいとは思いますが、ただ、どういう方向性で趣旨採択をまとめられるのかということもあるので、私は全面的に賛成なんですけれども、その点、ちょっと合意できればそれでもいいんじゃないかなとは思っています。

○小泉委員長 大きな流れとしましては、まず高倉委員から趣旨採択のお話が出ましたので、そちらで採決を諮って、もしそれが流れるようでしたら本採択、全てを採択するのかというようなイメージでおりますけれども、今の田中委員のお話から言いますと、我が国の女性差別を解消し、男女平等参画社会の実現を目指すとの趣旨に関して、趣旨採択を諮りたいというふうに思っております。

福島委員。

○福島委員 だから、この請願に対して趣旨採択した場合には、同一案件があつて、ほかの案から趣旨採択でみなし採択と同じようになるわけだね。だから、この請願を趣旨採択した場合の当委員会の取扱いというのはどうなるの。だから、実際、賛成多数で採択したとするよ。その場合、この請願を本会議にどのように送るの。そこら辺が分からないんだよ。この請願は趣旨採択すればそれで終わりなの。

○小泉委員長 状況につきましては、先ほど高倉委員の御発言いただいた内容からいきますと、意見書を提出せずに、一部先ほど申し上げました趣旨採択の旨を本会議に諮るという手順で考えております。

福島委員。

○福島委員 そうすると、明確にその趣旨採択の趣旨はどの部分なの。

だから、ちょっと暫時休憩して調整したらいいんじゃない。

○小泉委員長 じゃ、一度暫時休憩をさせていただきます。

午前10時18分 休憩

---

午前10時26分 再開

○小泉委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほどの請願第3号に関しましては、趣旨採択を進めたいと思いますけれども、まず請願の本文の趣旨といたしましては、我が国の女性差別を解消し、男女平等参画社会の実現を目指すという趣旨の下にですね、趣旨採択を諮らせていただいて、その上で本会議におきましての報告としましては、委員長報告のほうでもその旨を述べさせていただく。また、総務環境委員会としてもこの趣旨を意見書として上程したいというふうに思いますので、そちらで趣旨採択を諮らせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 なお、その文面に関しましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

それでは、令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願を採決いたします。

本請願につきましては、我が国の女性差別を解消し、男女平等参画社会の実現を目指すとの趣旨を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、令和2年請願第3号につきましては、その趣旨を採択することに決しました。

本請願の審査結果につきましては、次の本会議に報告してまいります。

なお、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

以上で、請願審査を終わります。

次に、令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 本陳情についても、前回私は賛成の立場の意見を申し上げました。

無実の罪で逮捕されて、裁判を行い有罪になり服役するという、本来あってはならない人権侵害の人権の回復をする再審、裁判やり直しは非常にハードルが高い、開かずの扉ということで、陳情者からもいろんな資料を送っていただいておりますが、昨年10月4日の日本弁護士連合会の決議が非常に詳しく載っておりますけれども、ハードルが2つやはりあって、最初の冤罪を決めてしまった証拠を検察側が開示をしないということで、それが様々な無実の証拠にもなり得るものが出てこないということで、中には捏造された証拠もあったりというようなことで、それをまず示すべきであるという点。それから、検察官による不服申立てで、いろんな証拠を積み上げて、弁護側がやっと再審に持ち込んでも、不服申立てでさらに再審の扉が開かないということで、現在、今2000年代以降だけでも11件の再審開始、5つで再審無罪が確定していますけれども、中には40年以上とかです、被告が高齢化したり、中には亡くなっている例もあるということでもあります。

刑事訴訟法制定後、70年間改正されていない再審法の非常に遅れている部分だと思いますので、その点を改善してほしいという趣旨については至極当然だと思いますし、県内自治体でも採択が相次いでいるというふうにも聞いておりますので、本市でもぜひ採択すべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 本陳情でありますけれども、再審における新たなルールづくりという点では、これは必要な部分もあるかと思えます。それでですね、今、国のほうでどういう論議をされているのかということでちょっと調べてみたら、国においては、平成29年3月に最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、警察庁と、いわゆる司法の諮問事項調査に係る4つの機関の担当で構成される刑事手続に関する協議会と、こういった協議機関が設けられているということでございます。ですので、ここの中で今そういった課題について協議が続いているんだろうと思えます。中身については分かりませんが、やはり法律に関することも含みますので、我々が判断するのはちょっと難しい部分があるのかなというふうにも思いますが、こういった直接に関わる団体、機関が協議をしていますので、まずはその協議機関の中でこういった結論が出てくるのか、そこを待ちたいなというふうに思いますので、その結果によって、こういった意見書なども必要になってくる場合があると思えますけれども、現時点では結果が出てきていませんので、慎重に見守っていく必要があるというふうに思いますので、継続をお願いできればなというふうに思います。

○小泉委員長 それでは、それぞれ御意見が出ましたが、お諮りをさせていただきたいと思えます。本陳情におきましては、引き続き、継続審査といたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。



本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は5件でございますが、これらの案件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承を願います。

初めに、(1)の水戸市職員の自己啓発等休業に関することについて、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 それでは、水戸市職員の自己啓発等休業に関することにつきまして、人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の制定理由でございますが、地方公務員法に基づく自己啓発等休業制度を新たに導入することに伴い、職員の大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業に関して必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容についてでございますが、(1)の自己啓発等休業の承認及び期間につきましては、第2条及び第3条で大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業を申請した職員に対しまして、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、最大3年の休業を承認することができる規定としてございます。

(2)の休業の期間の延長につきましては、第7条で最大3年の期間内で1回に限り延長を申請できると規定してございます。

(3)の休業の取消しにつきましては、第8条で自己啓発等休業の取消しの事由について定めてございます。

(4)の職務復帰後における号給の調整につきましては、第10条で大学等の履修または国際貢献活動の内容が職務復帰後の職務への有用性により号給を調整することができる規定としてございます。

(5)の準備行為につきましては、附則の第2項で条例の施行期日前に休業の承認の申請その他必要な行為ができるなどとしてございます。

(6)の水戸市職員定数条例の一部改正につきましては、附則の第3項で自己啓発等休業者を定数外に置くことができるよう改正するものでございます。

(7)の水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、附則の第4項で上下水道局の企業職員におきましても同様の自己啓発等休業制度を導入するために改正するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日としてございまして、ただし、準備行為につきましては施行期日前に行うことができることとしてございます。

2ページから4ページに自己啓発等休業に関することについて、5ページから6ページに参照条文を、7ページに水戸市職員定数条例の新旧対象表を、8ページに水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表をそれぞれお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(2)の指定管理者の指定に関することについて（水戸芸術館）について、執行部から説明を願います。

三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 指定管理者の指定に関することについて（水戸芸術館）につきまして、文化交流課提出資料により御説明いたします。

水戸芸術館におきましては、現在指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月末で指定期間が満了いたしますことから、地方自治法の規定に基づき御提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸芸術館でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市芸術振興財団でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

なお、地方自治法の関係規定につきましては、資料記載のとおりとなっておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(3)の指定管理者の指定に関することについて（水戸市国際交流センター）について、執行部から説明を願います。

三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 続きまして、指定管理者の指定に関することについて（水戸市国際交流センター）につきまして、文化交流課提出資料により御説明申し上げます。

水戸市国際交流センターにおきましては、現在指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月末で指定期間が満了いたしますことから、地方自治法の規定に基づき御提案をするものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称は、水戸市国際交流センターでございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市国際交流協会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

地方自治法の関係規定につきましては、資料記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(4)の不動産の取得に関することについて、執行部から説明を願います。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、不動産の取得に関することについて、市民協働部新市民会館整備課提出の資料により御説明させていただきます。

新市民会館の用に供するため、下記のとおり不動産を取得するものでございます。

1の不動産の表示につきましては、建物は泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業施設建築物です。所在地は水戸市泉町1丁目170番、構造は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造及び木造）陸屋根地下2階付4階建てでございます。面積は2万3,212.63平方メートルのうち公益施設部分2万1,944.99平方メートル及び共用部分931.32平方メートルです。

土地につきましては、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業施設建築敷地です。所在地は水戸市泉町1丁目170番、面積は宅地8,284.95平方メートルです。

2の取得持分につきましては、建物のうち公益施設部分の市の持分は100万分の93万6,726です。ただし、建築構造を支える躯体部分以外の部分は市の所有といたします。共用部分の市の持分は100万分の92万2,587です。

次に、土地の市の持分につきましては、1兆分の9,099億847万1,346となります。

3の取得価格につきましては、185億2,000万円となります。

4の契約の相手方につきましては、水戸市泉町2丁目3番2号、泉町1丁目北地区市街地再開発組合、理事長、大澤栄次となります。

添付資料といたしまして、2ページ以降に新市民会館として使用いたします公益施設部分と店舗部分、施設建築物の権利者全員で共有いたします共用部分を示した各階の平面図を添付しております。

2ページを御覧ください。

太い実線で示しておりますのが敷地境界線となります。敷地境界線の内側の建物のうち、灰色に色づけをした部分が公益施設部分となります。長い破線でお示しをいたしましたものが店舗部分、短い破線でお示しをしたものが共用部分となりますので、後ほど御参照をお願いいたしますと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(5)の指定管理者の指定に関することについて（総合運動公園等）について、執行部から説明をお願いします。

青山技監兼体育施設整備課長。

○**青山市民協働部技監兼体育施設整備課長** 続きまして、指定管理者の指定に関することについて（総合運動公園等）につきまして、市民協働部体育施設整備課提出資料により御説明させていただきます。

現在、指定管理者を導入しております公の施設につきましては、令和3年3月末に指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づきまして指定管理者を指定するものでございます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、総合運動公園、千波公園のうちテニスコート、青柳公園をはじめ、資料に記載の13の施設でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

なお、資料下段に地方自治法の抜粋を掲載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言をお願いします。

よろしいですか。

福島委員。

○**福島委員** 最後の運動施設でございますが、13の施設というけれども、13番目は15か所ぐらいあるけれども、これが令和3年4月から令和8年3月までで5年間なんだけど、これらの地図や何か明細は一切

ないの。資料としては。

〔「現時点では」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、それは一切出ないの。

○小泉委員長 今、もし資料の請求があれば、お諮りさせていただきます。

福島委員。

○福島委員 そうするとね、それらに関して、年間の維持管理費っていうのも議案だからあるわけだよね。これから5年間、指定管理者の。例えば、1番の総合運動公園は年間幾らかかっているんだと、幾らが経費なんだと。それから、千波公園にしても東町運動公園にしてもそういうものがあるわけです。そういうものを何も出さないで、はいよって言うのか。ある程度、概略を委員会に全部出してもらいたい。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

それでは、ただいま福島委員より資料請求の発言がございましたが、委員会として執行部に対し、提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、次回の委員会に提出を願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時45分 散会